

申請の手引き

申請書名	屋外広告物等表示（設置）許可申請書
申請時注意事項	提出部数 2 部（正本・副本各一部ずつ）
添付書類等	申請書のとおり
手数料	別紙のとおり
問い合わせ先	まちづくり課 都市整備班 電話番号 496 - 1171 内線154

屋外広告物許可手数料 許可期間

広告物等の種類		手数料		許可の有効期限の基準
		単位		
はり紙、ポスター		50枚につき	380円	1月以内であること
はり札 (* 1)	法第七条第四項に規定するはり札	10枚につき	380円	1月以内であること
	その他のはり札	10枚につき	380円	1年以内であること
立看板 (* 2)	法第七条第四項に規定する立看板	1枚につき	380円	1月以内であること
	その他の立看板	1枚につき	380円	1年以内であること
アーチを利用する広告物		1基につき	4000円	3年以内であること
旗、のぼり 広告幕		1枚につき	380円	1月以内であること
アドバルーン		1箇につき	2000円	1月以内であること
電柱、街灯柱その他これらに類するもの(以下「電柱類」という)を利用する広告物	表示面積 1㎡未満のもの	1箇につき	380円	1年以内であること
	表示面積 1㎡以上のもの	1箇につき 1㎡までごとに	380円	
広告板、広告塔など	表示面積 1㎡未満のもの	1箇につき	760円	3年以内であること
	表示面積 1㎡以上 2㎡未満のもの	1箇につき	1150円	
	表示面積 2㎡以上 5㎡未満のもの	1箇につき	2000円	
	表示面積 5㎡以上のもの	1箇につき 5㎡までごとに	2000円	

(* 1)はり札・・・ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取り付けられているもの

(* 2)立看板・・・木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。

許可期間については平成11年10月より、手数料については平成12年4月より